

鹿屋市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）事務取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫又は多頭飼育崩壊現場の猫による住民間のトラブルを防止し、市民の快適な生活環境を確保するため、猫に不妊手術を受けさせようとする者に対し、公益財団法人どうぶつ基金（以下「どうぶつ基金」という。）が発行するさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）（以下「チケット」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不妊手術 猫に対する避妊又は去勢手術をいう。
- (2) 飼い主のいない猫 特定の飼い主がなく、地域に住み着いている猫をいう。
- (3) 地域猫活動 地域住民の理解を得た上で、住民や団体等が飼い主のいない猫に不妊手術を受けさせ、その猫が一代限りの命を全うするまでその地域で適切に管理していく活動をいう。
- (4) TNR活動 飼い主のいない猫を対象に捕獲し、不妊手術を受けさせ、元の場所に戻す活動をいう。
- (5) 多頭飼育崩壊現場 飼い主の無秩序な飼い方によって猫が異常繁殖し、飼い主が飼育不可能となった現場をいう。

（交付対象者）

第3条 チケットの交付の対象となる者は、市内に生息する猫に不妊手術を受けさせようとする本市に住所を有する個人又は本市に住所を有する者が2人以上構成員として属する団体であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 多頭飼育崩壊現場における飼い主
- (2) 地域猫活動又はTNR活動を行っている団体
- (3) その他市長が必要と認めた者又は団体

（利用の対象となる猫）

第4条 チケットを利用した不妊手術の対象となる猫は、市内に生息する猫であって、次の各号のいずれにも該当しない猫とする。

- (1) 多頭飼育崩壊現場における飼い主以外に飼い主がいる猫

- (2) 里親に譲渡する予定の猫
 - (3) 飼い猫となる予定のある猫
 - (4) チケットの交付の申請を行う前に既に不妊手術を受けた猫
 - (5) その他市長がチケットの利用が適当でないと認める猫
- (交付申請)

第5条 チケットの交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請内容について事前に市長と協議した上で、鹿屋市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 鹿屋市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット交付条件確認書（別記第2号様式）
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、どうぶつ基金にチケットの交付申請を行うものとする。

2 市長は、どうぶつ基金からチケットの交付又は不交付の通知を受けた場合は、鹿屋市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

3 市長は、どうぶつ基金からチケットの交付を受けた場合は、申請者に前項の通知とともにチケットを交付する。

(申請内容等の変更)

第7条 申請者は、第5条の申請の内容（交付枚数を除く。）の変更をしようとするときは、鹿屋市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット交付変更承認申請書（別記第4号様式）を市長に提出して承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、鹿屋市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット変更承認通知書（別記第5号様式）により通知する。

(交付決定の取消し及びチケットの返還)

第8条 市長は、チケットの交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、チケットの交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付したチケットの全部又は一部の返還を求めるものと

する。

- (1) チケットの利用方法が不相当と認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段によりチケットの交付を受けたとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

2 前項の場合において、市長は、鹿屋市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット交付決定取消し及びチケット返還通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

（利用報告）

第9条 交付決定者は、チケットを利用した不妊手術を実施したときは、当該手術が完了した日（第6条の規定により交付されたチケットが複数枚ある場合にあっては、最後のチケットを利用した不妊手術が完了した日）の翌日から起算して7日を経過する日又はチケットの有効期限日後7日以内のいずれか早い日までに、鹿屋市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット利用報告書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（未利用チケットの返還）

第10条 交付決定者は、交付されたチケットのうち、有効期限内に利用しなかったチケットについては、速やかに市長に返還するものとする。

（免責）

第11条 市は、交付したチケットの利用を目的として行われたTNR活動及び関係する住民、団体、動物病院等との間に生じた事故、紛争、費用等について、一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月21日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所
氏 名
(団体の場合は、団体名及び代表者氏名)
連絡先

鹿屋市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット交付申請書

さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）（以下「チケット」という。）の交付を受けたいので、鹿屋市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）事務取扱要綱第5条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 活動メンバー一覧

氏 名	住 所	連 絡 先

注1 個人の場合は、市内在住者とする。

2 団体の場合は、その構成員に市内在住者を2人以上含むものとする。

2 捕獲場所 _____

3 申請枚数 _____ 枚（内訳）オス _____ 頭・メス _____ 頭

4 チケット利用予定の動物病院

病院名			
所在地		連絡先	

第2号様式（第5条関係）

鹿屋市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット交付条件確認書

1 交付条件

- 公益財団法人どうぶつ基金（以下「どうぶつ基金」という。）の「行政枠さくらねこTNR事業 協働登録申請書 改訂版」の同意事項及び鹿屋市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）事務取扱要綱を遵守する。
- 市内に生息する猫のみを対象とし、誤って飼い猫に不妊手術を行うことがないよう地域住民等（自治会長など地域の代表者を含む。以下同じ。）に周知を図り、飼い主のいない猫と判断できたものだけを保護する。
- 本事業に関連して生じた事故、紛争、費用等について、市は責任を負わないことを了承する。また、チケットの交付によって、猫の不妊手術ができることを市が保証するものではないことを了承する。
- チケットの利用に当たり、その捕獲、運搬及び不妊手術に伴う事故や費用の発生、地域住民等やTNR活動の協力者等との問題等が生じた場合は、その一切の責任を負い、誠意をもって対応する。
- チケットの利用に伴うTNR活動について、地域住民等に対して十分な期間をもって説明を行い、活動への理解を得ている。
- チケットを利用した後の適切な管理活動（次の給餌方法、ふん尿の後始末等）を徹底して行う。

2 餌の与え方

- 餌は、対象の猫に対して、時間と場所を決め、必要な量だけを与える。
- 置き餌（餌の放置）はせず、給餌中は見守り、猫が食べ終わったらすぐに片付ける。

3 トイレの設置・ふん尿の清掃

- 猫のトイレを設置し、日常的にふん尿の回収・清掃を行う。
- トイレ以外にしたふん尿について、定期的に回収・清掃を行い、飼養環境の清潔を維持する。

4 さくらねこの理解普及

- 不妊手術の際には、猫の耳先をV字カットすることに同意する。
- 必要に応じて、耳先がV字カットされている猫は不妊手術済みであることを地域住民等に説明し、その猫がその場所で一生を全うするまで見届けてもらえるよう理解普及に努める。

（裏面があります。）

(裏面)

5 チケットの取扱等

- チケット及びチケットの利用権の譲渡、転売、再々分配、チケットの利用を条件にした手術費用及び寄付の請求、TNR活動の代行費用（捕獲費、運搬費等）の請求並びにこれらに準じた行為は行わない。
- 希望どおりの枚数のチケットが交付されないことがあることを理解し、異議を申し立てない。
- 交付したチケットの枚数にかかわらず、捕獲した猫全頭に不妊手術を施す。また、その際に生じた費用等については、申請者が負担する。
- チケット利用後は速やかに報告書等を作成し、チケットの有効期限日後7日以内に報告する。また、利用しなかったチケットは、速やかに返却する。
- 本事業について、どうぶつ基金の規定に従い、ホームページ、SNS等にどうぶつ基金が指定した協働ボランティア用定型文及びハイパーリンクを必ず掲載する。
- その他、市、どうぶつ基金等からの指示、指導等があった場合は、速やかに対応する。
- 地域住民等から苦情があった場合は、責任をもって対応する。
- 以上のことが守られないなど、チケットの利用方法が著しく不相当と認められた場合は、チケット交付決定の取消し、又は返還の求めに応じるとともに、次回以降交付が停止されても異議は申し立てない。

チケットの交付申請を行うに当たり、以上の条件を確認し、遵守します。

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

(団体の場合は、団体名及び代表者氏名)

(署名又は記名押印)

連絡先

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット交付（不交付）
決定通知書

年 月 日付けで申請のあったさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）（以下「チケット」という。）の交付については、下記のとおり決定したので、鹿屋市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）事務取扱要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 チケット
交付 ・ 不交付（理由： ）
- 2 交付枚数
- 3 チケットを利用する動物病院
- 4 チケットの有効期限
- 5 利用報告書の提出期限
- 6 交付の条件
 - (1) チケットの利用に当たっては、鹿屋市さくらねこ無料不妊手術事業利用取扱要綱及び鹿屋市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット交付条件確認書（別記第2号様式）に記載された事項を守ること。
 - (2) 不妊手術終了後は、速やかに鹿屋市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット利用報告書（別記第7号様式）を提出すること。

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所
氏 名
（団体の場合は、団体名及び代表者氏名）
連絡先

鹿屋市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット交付変更
承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった上記事業の申請内容を下記のとおり変更したいので、鹿屋市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）事務取扱要綱第7条第1項の規定により承認くださるよう申請します。

記

1 変更内容

変更前

変更後

2 変更理由

第5号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長

印

鹿屋市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット変更承認通知書

年 月 日付けで変更申請のあった鹿屋市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケットの交付の申請内容について、申請のとおり承認したので通知します。

記

1 変更内容
変更前

変更後

2 条件等

第6号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長

印

鹿屋市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット交付決定
取消し及びチケット返還通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定したチケットについて、鹿
屋市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）事務取扱要綱第8条の規定により交付
決定の全部（一部）を取り消しましたので通知します。

あわせて、下記のとおりチケットの返還を命じます。

記

1 返還すべきチケットの枚数 枚

2 返還期限

